

契約保証金を福知山市財務規則第148条第1項 第3号により免除する場合の運用について

福知山市財務規則第148条第1項第3号により契約保証金を免除する場合の運用については以下のとおりとします。

○福知山市財務規則第148号第1項第3号

(1) 政令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が (2) 過去2か年の間に 国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と (3) 種類及び規模をほぼ同じくする契約（建設工事を除く。）を (4) 2回以上にわたって締結し、これを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

1 下線部（1）政令第167条の5及び第167条の11に規定する資格とは

- ・ 契約を締結した年度における福知山市指名競争入札等参加資格のことです。

2 下線部（2）過去2か年の期間とは

- ・ 今回締結する契約の契約締結日から起算して過去2年間の期間とします

(例) 今回締結する契約の契約締結日をN年〇月×日とした場合
(N-2)年〇月×日～N年〇月(×-1)日の期間

※今回の契約締結年月日を令和6年2月3日とした場合
令和4年2月3日～令和6年2月2日の期間となります。

(別図1 実績審査の対象となる契約の判断例参照)

4 免除の判断の対象となる契約とは

- ・ 過去2か年の間に契約締結日及び履行完了日が属している契約また、長期継続契約においては、過去2年間の間に12か月以上の既履行実績の確認が取れている契約を対象とします。

(別図1 実績審査の対象となる契約の判断例参照)

5 下線部（3）の種類及び規模とは

- ・種類とは福知山市指名競争入札等参加資格申請書役務及び物品分類区分表における大分類です。詳細については、業務等の発注課へ確認してください。
- ・規模とは判断の対象とする契約の契約金額（税込）です。
 - ※免除の対象となる契約金額は、今回締結する契約の契約金額（税込）に対して95%以上となるものです。
 - ※長期継続契約において12か月以上の実績確認で対象とする場合は実績確認が取れている12か月分の実績金額を対象とします。
 - ※種類、規模が契約保証金免除を判断する対象となる条件を満たしているかを確認するために、契約書、実績証明書等の契約内容及び金額規模が確認できる書類の提出をお願いします。

6 下線部（4）の2回以上にわたって締結し、これを全て誠実に履行証明するには

- ・履行実績として過去2年間の期間内に契約締結日及び履行完了日が含まれる契約書等の写し、また、長期継続契約を対象とする場合は、過去2年間の期間内に12か月以上の履行確認ができる書類等の写し2件の提出をいただくことで確認をします。
 - ただし、長期継続契約で24か月以上の履行実績がある場合でも、実績は1契約で1件とします。

※本運用は令和6年3月1日以降に締結する契約から適用します。